

「公正取引委員会による中小企業者のための移動相談会」の実施のお知らせ

このたび公正取引委員会は、標記につきまして要望に応え相談会を開催することとなりました。もしご希望がございましたら別紙記載の宛先にお申し込み下さい。

平成21年12月10日
全国海運組合連合会

公取委による

「中小事業者のための移動相談会」

～あなたの地域・職場にお伺いします～

- 3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が、皆さまからの御相談をお聞きに伺います。
皆さまの所属する団体や地域等の定例的な会合の場にも伺います。
- お申込みは、製造業、運送業などの親事業者と取引されている事業者、スーパーなどと取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者の方などを対象とさせていただきます。
- 優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり公正取引委員会本局又は地方事務所等の担当の相談窓口でお受けします。

裏面の申込用紙でお申込みできます。
詳しくは、公正取引委員会ホームページ (www.jftc.go.jp)
をご覧ください。以下の連絡先まで御相談ください
(9:00～18:00 [土日・祝日を除く])。

※ 御連絡をいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

【連絡先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL 03-3581-3375

FAX 03-3581-1800

「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施について

下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催します（注）。

（注）優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所の担当の相談窓口でお受けします。

1 対象

下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定例的な会合の場での開催も可能）。

2 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者（原則3社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめた上、ファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。ファクシミリによる場合は、別紙申込用紙の各事項に記入の上、所在する地区のお申し込先まで、電子メールによる場合は、別紙申込用紙の各事項をメールにテキスト形式で記入の上、申込先メールアドレス（soudankai@jftc.go.jp）まで、お申し込みください。

4 その他

- (1) 申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

